

税理士の 業務における クライアント対応の ポイント

－ 悩ましい要求と法的リスク－

共編

坂部 達夫 (税理士) 土森 俊秀 (弁護士)

新日本法規

第2章 契約

1 新規契約

[1] 新規顧問契約に当たり顧問料を安くしてほしいと言われた

Case

新規開業をする会社の代表者と顧問契約を締結することになりました。開業に伴い、資金繰りが大変なので、当面、顧問料を安くしてほしいと言われました。開業当初ならばやむを得ないと思いますが、どんな点に注意して契約をすればよいでしょうか。

◆ 対応のポイント ◆

新規開業する顧客の紹介は、通常、既存の顧問先から受けるケースが多いと思われます。新規に開業した当初は、資金的には余裕がないと思われるので、当面、顧問料を安くして紹介者の顔を立ててあげたいと思うかもしれません。

しかし、開業支援には、税理士業務を円滑に進める上で記帳指導などの作業工数を伴うので、事務所経営者としては、採算性を重要視すべきです。通常は、日本税理士会連合会公表の業務契約書を利用すると思いますが、その内容に工夫が必要だと思えます。

そして、開業支援と割り切って考え、前向きな対応ができないかを検討してみます。

解説

1 どうすれば契約できるか検討する

(1) 最低の採算点を設定する

税理士の主要な業務は、次のとおりです。

- ・ 記帳指導（記帳代行を含みます。）
- ・ 税務代理・税務相談等の顧問業務
- ・ 申告代行

新規開業の顧客に対する、税理士業務を軌道に乗せるためにどの程度の労力が必要かを検討する必要があります。新規開業なので、丁寧な記帳指導も必要かもしれませんし、売上向上のための経営指導に時間を要するかもしれません。

たとえこちらに対応する余力があったとしても、赤字受注は避けたいものです。おそらく、一度割安の金額で仕事を受けてしまうと、後日、値上げするのは大変です。

そこで、その会社にかかると想定される業務量による通常の顧問料の、例えば半分の金額ならば赤字にならないという最低限の採算点をまず設定します（事務所の損益分岐点を把握しておきましょう。）。

(2) 役務提供メニューと標準報酬のさりげない提示

業務委託契約書を示しながら、新規開業なので通常より安く顧問料を提案していることを説明することが肝要です。契約内容をよく理解いただいた上で契約することが必要です。

それでも折り合いがつかない場合、役務提供メニューの中で、記帳指導や顧問契約からでなく、申告代行などの一部業務に限定して契約することも考えられます。

顧問先に提供する業務の核になるのは、顧問契約を前提とした記帳指導や税務代理・税務書類の作成などの申告代行ですが、例えば記帳関係は関与先で適正に処理してもらうことを前提に、申告代行に限定

して役務を提供することも考えられます。

(3) 決算報告後の価格改定の説明

報酬の見直しは、年1回の決算報告のタイミングが最良です。

決算を経れば、その会社の業績から、報酬を見直す余力ができたかどうかを判断できます。毎年の見直しのタイミングを逃さないようにしましょう。

2 契約内容を検討する

(1) 当初顧問契約の報酬規定の変更は一般的に困難

顧問契約は、契約期間を定めながら、同一の契約内容で自動更新とするケースが一般的であり、日本税理士会連合会公表の業務契約書2条においても、契約期間を定めた上で、双方より意思表示のない限り、自動継続することを妨げない旨の規定となっています(→[参考書式](#)○業務契約書)。ただし、同3条4項により、上記意思表示からは、報酬改定の意思表示が除かれていますので、新規顧問契約で割安の報酬を設定していても、契約更新の際には、顧問契約の自動継続を前提に、報酬の値上げを提案することは可能です。もっとも、顧問先が報酬の値上げに応じてくれなければ、たとえ業務量に見合わない報酬であっても顧問契約を継続させることを優先せざるを得ない場合もあるでしょう。

したがって、新規顧問契約において報酬を安くする場合には、将来の報酬の値上げがスムーズに行えるよう工夫することが重要となってきます(→[参考書式](#)○業務契約書条項例(開業支援で顧問料を安くする場合))。

(2) 新規顧問契約の報酬規定の関連で留意すべきこと

- ・ 新規顧問契約において提供する役務の内容は、双方に認識の齟齬が生じないように契約書別紙に明記します。
- ・ 当初の提供役務を特定しておきます。新たな役務を提供する場合には、その対価に相当する値上げを提案しやすくなるでしょう。

- ・開業支援のために、特定の役務を報酬規定よりも安く提供している場合には、双方適正報酬額を認識の上、同金額に近付ける意識付けを可能とする条項を工夫します。
- ・今後の成長が期待される企業については、当初から顧問契約の提供役務としてフルラインの業務を提供するのみならず、コンサルティング業務を加え、相当報酬額への早期増額を目指す選択肢もあります。
- ・期間限定で経営相談を無償で請け負うことにより、税理士の役務提供による経営上の成果を実感してもらうことも重要です。

参考書式

○業務契約書条項例（開業支援で顧問料を安くする場合）

第○条 報酬の額

- 1 報酬は、乙の定める報酬規定に関わらず、開業支援の目的で、別紙提供役務一覧に対する当初報酬を、期間限定で以下のとおりとする。
 - (1) 顧問報酬として月額〇〇〇〇円
 - (2) 税務書類及び決算書類作成の報酬として〇〇〇〇円
 - (3) 税務調査立会い報酬として1日当たり〇〇〇〇円上記各報酬額には別途消費税が付加される。
- 2 前項(1)及び(2)には、不服申立て並びに修正申告、更正の請求書及び中間申告書の作成等の臨時に発生する業務にかかる報酬は含まない。
- 3 乙が、第1条に定める業務に伴い資料の収集その他特別な業務に従事する場合には、甲は乙の定める報酬規定による日当、旅費及び宿泊料を別途支払うものとする。
- 4 甲及び乙は、第2条に関わらず決算期ごとに相手方に対し、報酬額変更の申入れを行うことができ、双方誠実に協議の上報酬額を決定する。

○業務契約書

業務契約書

委任者株式会社〇〇(以下「甲」という。)と受任者税理士(又は税理士法人)◇◇(以下「乙」という。)は、税理士の業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第1条 委任業務の範囲

- 1 税務に関する委任の範囲は、次の項目とする。
 - (1) 甲の法人税、事業税、住民税及び消費税の税務書類の作成並びに税務代理業務
 - (2) 甲の税務調査の立会い
 - (3) 甲の税務相談
 - (4) 甲の年末調整事務及び法定調書作成事務に係る書類の作成並びに手続代理業務
- 2 会計に関する委任の範囲は、次の項目とする。
 - (1) 甲の総勘定元帳及び試算表の作成
 - (2) 甲の決算書類の作成
 - (3) 甲の会計処理に関する指導及び相談
- 3 前記に掲げる項目以外の業務については、別途協議する。

第2条 契約期間

年 月 日から 年 月 日までの 年間とする。

ただし、双方より意思表示のない限り、自動更新することを妨げない。

第3条 報酬及び経費負担

- 1 報酬は、乙が定める報酬規定に基づき次のとおりとする。
 - (1) 顧問報酬として月額 円(うち消費税10% 円)
 - (2) 税務書類及び決算書類作成の報酬として 円(うち消費税10% 円)
 - (3) 税務調査立会い報酬として1日当たり 円(うち消費税10% 円)

[15] 相続の手続の全てをお願いしたいと言われた

Case

相続税の申告とともに、戸籍の収集、遺産分割協議書の作成、預金の解約、不動産の登記等相続の手続の全てをお願いしたいとの相談を受けました。

◆ 対応のポイント ◆

税理士がクライアントから相続の手続の全てを依頼された場合には、専門家の独占業務規定を確認し、業法違反に注意します。また、税理士職業賠償責任保険の支払対象外となる遺産分割等に起因する損害賠償などの免責事由を確認しておきます。なお、クライアントとの間で紛争防止のため、その受任範囲や報酬額を明確に定めることが重要です。

解説

1 相続が発生したときの手続

相続が発生したときに、相続人が行う主な手続を時系列で挙げると次のとおりとなります。①戸籍や住民票の写しの収集、②生命保険金の請求、③有価証券・預貯金の残高証明書や入出金履歴の取得、④不動産の名寄帳・固定資産評価証明書の取得、⑤財産目録の作成、⑥遺産分割協議書の作成、⑦相続税の申告、⑧預貯金口座の解約、⑨被相続人名義の有価証券を相続人名義の口座へ移管、⑩不動産の相続登記、⑪売却する不動産がある場合はその不動産の売却と譲渡所得税の申告等が考えられます。

このうち、税理士法2条1項に規定する税務代理、税務書類の作成

及び税務相談に該当するものは、⑤財産目録の作成、⑦相続税の申告、⑪売却する不動産がある場合の譲渡所得税の申告に限定され、それ以外の業務を引き受ける場合には、他の専門家の独占業務規定に注意し、業法違反にならないように注意して業務を進めます。

2 専門家の独占業務規定の確認と専門家との連携

(1) 消極的説明義務履行

クライアントから相続の手続を任された税理士は、例えば不動産の移転登記の取扱いについては、通常は司法書士に説明を聞くようにという助言を行い、司法書士を紹介して登記の手続を促します。このように専門家の独占業務規定により、税理士が説明できない場合には、その専門領域の専門家に聞くように助言を行う消極的説明義務があるとされています。

司法書士の節税措置義務が争われた事件（東京地判平10・3・25判タ1015・164）では、司法書士が、遺産共有状態にある複数の不動産をいずれも単独所有にすべく、それぞれの持分を相互に移転する旨の所有権移転登記手続を受任した際、登録免許税が安価である「共有物分割」を登記原因とせず、より高額の登録免許税を課せられる「交換」を登記原因としたことにつき、登記手続委任者らに対する調査義務違反及び説明義務違反はないと判示しました。この事件は、相続税の申告を受任した税理士が、納税者の相続税の納付に関し、土地の一部を分筆した上でこれを物納する方法によって相続税を支払うこととするため、納税者に司法書士を紹介したことがきっかけです。税理士は法令により認められている登記原因について理解していなかったため、司法書士に対し、具体的な登記原因を指示することをせず、納税者間で持分の等価交換を行うのであるから、それにあった登記原因にしてほしい旨を述べて、司法書士はそれならば登記原因は「交換」であると

[30] 遺産分割協議を取りまとめてほしいと依頼された

Case

顧問先の社長のご家族で相続が発生しました。遺言書はなく、法定相続人が3人いらっしゃるのですが、相続財産の分割について、相続税負担も考慮してアドバイスしてほしいと依頼がありました。税理士としては、どこまで対応するべきかを教えてください。

◆ 対応のポイント ◆

遺産分割協議においては、税理士は特定の相続人のために相続財産の分割協議の交渉に参加することはできません。

相続税負担を抑えることができる相続財産の分割方法などをシミュレーションしアドバイスをしてください。それを踏まえて、相続人間で協議の上、相続財産を分割していきます。

解説

1 非弁行為の問題

特定の相続人の依頼により、報酬を得て、遺産分割協議に参加し、依頼人である相続人のために遺産分割の交渉を行うことは、弁護士法72条により弁護士のみが行うことができる行為とされています。

○弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しく

は和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

弁護士法72条は上記のとおり定めており、弁護士ではない者が、遺産分割協議の交渉をしたり、その相談（「法律事件に関する鑑定」に当たるとされています。）に応じたりすることはできません。税理士としては、相続人の求めに応じて、特定の相続人の遺産分割のための交渉に参加することはできません。

2 税理士としてのアドバイス

税理士としては、相続財産の分割の内容によっては、相続税負担が変動することがあるため、相続財産の分割の内容に応じた相続税負担のシミュレーションを複数作成し、相続人に遺産分割協議の参考となる資料を提供します。その上で、相続人間の遺産分割協議の結果、遺産分割協議案が出てきた段階で、再度、相続税についてのシミュレーションを行い、最終調整の上遺産分割内容を確定してもらいます。

税理士は、遺産分割協議自体の交渉に参加することはできませんが、決定した遺産分割協議の内容により、相続税申告のため、遺産分割協議書を作成することは可能です（税理士2①二）。

しかし、相続人間で紛争が生じている場合、相続人間で表面的には争いがないように見えても協議内容が明らかに不平等な場合などには紛争の可能性があるといえます。

このような場合には、相続税申告のためとはいえ、税理士が遺産分割協議書を作成することはできません。税理士が相続紛争に巻き込まれてしまうリスクもありますし、弁護士法に抵触するおそれもあります。実際に、税理士が作成した遺産分割協議書の履行をめぐる紛争が顕在化した事案で、その税理士が税理士過誤を理由に紛争処理に要



新日本法規